

# 学校臨床の新展開

## — ⑱ 早期発見早期介入 —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

### 通告システムをめぐる

「ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪」これは、今年の「児童虐待防止推進月間（11月）」標語（最優秀作品）です。児童虐待の通告はためらわず「疑い」の段階で行うべし。児童虐待を発見しやすい立場にいる人たちはもちろんのこと、すべての人々が児童虐待についての意識を向上させ、児童虐待の疑いがあれば通告してくださいと訴えるキャンペーンです。

さて、通告その後の行政機関の対応に関して、2014年11月3日付 朝日新聞 読者の「声」には次のような投稿がありました。

#### 〈Aさんの投稿〉

役所の障害福祉課から、私の職場に「お子さんの虐待の件で」という電話がありました。驚きましたが、私も障害者虐待防止センターの支援機関で働いているので、養護者による虐待を疑った連絡だと察しがつきました。

後日、高校3年になる息子と夫と一緒に役

所に出向きました。担当者の説明では「子どもの顔の傷が虐待によるのではないか」という第三者の通報があったそうです。息子が通う定時制高校に役所の職員が赴き、本人の了解のもとで身体検査を行った結果、「重篤な傷がある」と判断したということでした。

確かに、息子の顔には目立つかさぶたがあります。皮膚炎によるものです。受診もしています。自閉症で知的障害がある息子は、強いこだわりから、治りかけの傷を爪でほじってしまい、化膿（かのう）を繰り返しています。

私は普段は相談を受ける立場です。しかしながら、疑惑の当事者となった私は、事情を説明しながら一連の行政のやり方に恐怖と怒りを覚えました。匿名の通報者が拒めば、当事者は通報の詳細すら教えてもらえません。会話が難しい息子は、どれだけ理解して検査に応じたのかと思うと涙が出ます。

私たち家族は、息子を大切に育ててきたと自負しております。それでも虐待を疑われた、この悔しくて情けない気持ちを、どうすればいいのでしょうか。

「疑わしきは通報」というなら、疑いが晴れたあとの家族の心の傷を、きちんと癒やすような支援体制づくりも考えてほしいと思う

のです。

児童福祉法第 25 条や児童虐待の防止等に関する法律第 6 条によって通告は「疑い」の段階で行うこととされています。そして、国はその（通告）行為を広く国民に求めています。ということは、一方で、子どもを育てる親はこの方のように、いつ「疑惑の当事者」になるかもしれないということでもあります。以前、子育てを行うある母親から、「子どもが泣くと虐待をしていると思われるのではないかと、シャッターを閉め外に泣き声が聞こえないように子育てをしているという話を聞いたことがあります。子どもは泣くのが仕事です。

今日、児童虐待の疑いのなかでも、いわゆる「泣き声通報」が増えています。4 年前、大阪であった 2 児餓死事件では、何度も児童相談所に「泣き声通報」があったにもかかわらず、子どもたちの所在を特定することができず救出できませんでした。このようなことも通告件数の増加に影響しているものと思われます。そして児童相談所も、通告を受けたあとの安全確認調査。いわゆる「48 時間ルール」に奔走しています。日本の児童福祉司は欧米から見るとクレイジーだと言われるくらいのケース数を持っているなか、丁寧なソーシャルワークをしようにもできない状況があります。この 11 月 3 日付、読者の記事に対しては、数日後、2 名の方からのコメントが掲載されました。

### 〈Bさんの投稿〉

お子さんの自傷の傷を虐待ではと疑われた（3日）とのこと、残念に思います。疑われた人へのケアが大切だという点も、その通りだと思います。しかし、行政が通報を受け入れず、あるいは無関心になって動かなくなったら、どうなるのでしょうか。—中略—

通報したら白い目でみられるだろう、あるいは、通報しても取り扱ってもらえないという社会では困るはずで。虐待の疑いで通報され不愉快に思うのは理解しますし、もちろん、そういう時には声をあげるべきです。しかし、行政が通報の取り扱いを自粛するようなことはあってはならないと考えます。（以下略）

### 〈Cさんの投稿〉

「虐待疑われた心の傷は癒えない」（3日）を読み、投稿者のお気持ちがよくわかります。お子様は自閉症があるとのこと。最近では子供の虐待が増え、放置して悲惨な事故が生じています。だから、行政側の緊迫した動きも大切なことだと理解できます。

それでも、事情をよく知らずに虐待と決めつけて職場に電話をするのは、いかがなものかと思います。尋ねるにしても尋ね方があります。親御さんの話をよく聞いた後で、虐待か、そうでないかを判断しても遅くはありません。

ものの言い方一つで、相手の心は傷つきます。困難を抱える子をもつ親に対しては、屈辱感を与えるような言い方に気を付けてほしいです。（以下略）

虐待防止に関わるお仕事をされ、かつ障がいのある子どもの養育をされておられるAさんの体験を読んで、多くの方が共感されるでしょう。そして一方で、Bさんのいう行政の役割、義務の遂行も当然のことです。そして、最後のCさんが指摘される方法や対人援助職としての態度、姿勢、倫理についてもその通りです。

児童虐待の通告件数は年々うなぎ上りであがっています。一方、児童相談所や市町村などで対応する職員数、そしてなによりも介入を含めた支援方法、内容にも課題があります。Aさんの事例はそれを象徴するかのようなエピソードだと言えます。

話を学校に移しますと、近年は以前よりも学校現場から、たくさんの児童虐待通告がなされるようになりました。児童虐待の疑いがあれば通告するようにと通知や研修をとおして何度も注意喚起されているからです。しかし、通告後、児童相談所や市町村の体制上の課題があるために、初動が遅れたり、適切な対応、また十分な説明がなかったりということがしばしばみられます。なかには、「こんなことだったら通告しなければよかった。」と教員の声も聞かれます。そのようなケースの多くが「なぜそう対応するのか」について十分な説明が行政機関からないためです。個々の職員が丁寧に仕事をしようと思っても体制が整わないために支援方法や内容が雑にな

ってしまうというようなことはあってはなりません。行政機関の職員の多くは実に真面目な方々です。学校の先生もそうです。早期発見、早期通告、虐待か虐待でないか、それを判断することだけが仕事ではないはずで、こころや関係性を扱う仕事です。行政機関や学校はどちらも子どもや家庭の幸せのために仕事をしているということをお忘れないように協働したいものです。

近年、自治体によっては、児童虐待通告の後の安全確認をNPO団体に委託しているところもみられるようになってきました。今後、ますます増えるであろう通告にどう対応するか行政の課題は大きいですが、住民一人ひとりが「通告型社会」のなか、どう地域を再構築していくのかを考えなければならぬ契機でもあります。

## ワーキングプアが

## プアを支援する社会

前回も述べましたが、貧困格差が広がっているなか、子どもの貧困対策として、学校をプラットフォームにして子どもや家庭を支援していこうと「スクールソーシャルワーカー」に大きな期待が寄せられています。心の問題だけではなく、福祉的な視点から子どもやその家庭に支援が向けられるということは、よかったのではないでしょう

か。

しかし、実際の「スクールソーシャルワーカー」の雇用には大きな課題が2つあります。ひとつは実際の「スクールソーシャルワーカー」のサービス基準の問題です。通常、それを担保するのは「資格」ということですが、児童福祉分野をフィールドとする「社会福祉士」が少ないこともあり、他の心理や教育など隣接臨床領域から応援を求めないといけません。一定のサービスを保障できる人的な基準の問題は、利用者へのサービス内容に直結するとともに、「スクールソーシャルワーク」活動そのものへの誤解を生じる恐れがあります。

もうひとつは待遇の問題です。2014年7月27日付 朝日新聞には以下のような記事が掲載されました。

関西地方の独身の女性市職員（29）は、市内の小中学校数十校を1人で担当するスクールソーシャルワーカーだ。学校でいじめられたり、学習や生活に困難を抱えたりしている子どもたちに対処する大事な仕事だが、身分は非常勤職員だ。

大学で社会福祉士の資格と高校教員の免許を取った。卒業後は中学校で臨時職員として勤務。発達障害や不登校の子どもの支援をもっと専門的にしたいと大学院で修士号を取り、採用されたのが今の職だった。

週5日、午前9時前から午後5時すぎまでの勤務で手取りは月17万円。夜8時までの残業や学校の宿泊行事の付きそいは無給扱いだ。

1DKのアパートの家賃5万円などの生活

費に加え、学生時代の奨学金の返済、友人の結婚式のお祝いを出すにはお金が足りず、夜に居酒屋でアルバイトをしている。

週2回、時給800円。これで月3万~4万円手取りを増やし、なんとか帳尻を合わせている。「貧困って私のことですよ」と自嘲気味に話す。「大事な仕事だと思って勉強し、就職した。でも実家暮らしか、結婚している人しか続けられないと分かった」

私もかつて大学院を出た直後、行政機関の非常勤職員として月に12万ほどで仕事をしたことがあります。援助者として一人前でもない自分が諸先輩から学べる環境自体に感謝できましたが、生活賃金ではありませんでした。今様に言えば「プア充」でしょうか。

スクールソーシャルワーカーの配置については、現行のスクールカウンセラーと比較すると大幅に安い時給であったり、月給制をとっていても生活賃金でなかったりと援助者自身の生活問題があります。生活問題を抱える方々への支援を生活問題を抱える自らが行う。「上みて暮らすな下みて暮らせ」と言わんばかりの待遇ではなく、安心して働ける待遇、環境を考えていかなければなりません。